

株式会社 新都市ライフホールディングス 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内の、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を10%以上にする

女性社員・・・取得率の100%を維持すること

(本人の意思により取得しない場合を除く)

<対策>

- 令和4年4月～ 育児休業を取得しやすい環境の整備(相談窓口の設置、育児休業制度と取得促進に関する方針の周知等)。本人及び配偶者が出産した社員に対する個別周知、取得意向確認の実施。
- 令和4年10月～全社員に対する育児休業の法改正に伴う制度変更内容及び雇用保険等の支援措置についての周知。
- 令和5年4月～ 前年度育児休業取得率の把握、課題分析、課題がある場合の解決策の検討、実施。
- 令和6年4月～ 前年度育児休業取得率の把握、継続した課題分析。

目標2：子育てする社員を支援するため、短時間勤務制度の対象となる子の上限年齢を引き上げる(短時間勤務制度の拡充) 現行小学校就学の始期に達するまでの子を小学校3年生までの子とする)。

<対策>

- 令和4年4月～ 制度の拡充、社員への周知
- 令和5年4月～ 利用実態の把握。新たに対象となる社員への個別周知。
- 令和6年4月～ 利用実態の把握。新たに対象となる社員への個別周知。

目標3：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

<対策>

- 令和4年度～ 社内Webなどにより年次有給休暇の取得の促進について周知。
定期的な年次有給休暇取得率の把握。
取得率の低い社員に対する本人及び上長への個別周知。